

神戸市職員共済組合における組合員資格管理業務等の派遣・委託実施要領
(公募型プロポーザル方式)

1. 業務名

神戸市職員共済組合における組合員の資格管理業務等

2. 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(1) 組合員の資格取得及び喪失に関する事務

- ・資格取得に関する事務
- ・資格喪失に関する事務
- ・任意継続組合員に関する事務
- ・扶養親族増減に関する事務
- ・資格の管理に関する事務

(2) 年金受給者の扶養親族申告書の受付及び処理

(3) えらべる倶楽部の会員数の管理

3. 契約期間

(1) 令和4年4月1日～令和4年12月31日

契約形態：労働者派遣契約による業務履行

(2) 令和5年1月1日～令和7年12月31日

契約形態：業務委託契約による業務履行

但し、②業務委託契約については①労働者派遣契約を良好な形で遂行できた場合に限る。

4. 履行場所

神戸市職員共済組合事務所内（神戸市中央区京町72番地 新クレセントビル9階）

5. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

労働者派遣契約については、労働者派遣基本契約書の内容に基づき、業務委託契約については、神戸市職員共済組合委託契約約款の規定に基づいて、契約を締結する内容は神戸市職員共済組合（以下、「組合」という。）と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合等は、契約を締結しないことがある。

(2) 派遣料・委託料の支払い

派遣料及び委託料の支払いは、毎月、受託者が組合に対して提出する履行届書又は業務報告書を組合が確認・検査後、受託者が請求を行い、組合は請求書受領日から30日以内に受託者に対して支払うものとする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等から暴力団の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

6. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条に基づく除外措置を受けていないこと

7. スケジュール

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 公募開始（実施要領配布、組合HP掲載） | 令和 3 年 11 月 26 日 |
| (2) 質問受付締切 | 令和 3 年 12 月 10 日 |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 令和 4 年 1 月 5 日 |
| (4) 事業者選定委員会の開催 | 令和 4 年 1 月 18 日 |
| (5) 選定結果通知 | 令和 4 年 1 月 26 日 |
| (6) 契約締結・事業開始 | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| (7) 事業完了 | 令和 7 年 12 月 31 日 |

8. 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- ① 受付期間 令和 3 年 11 月 26 日（金）～令和 3 年 12 月 10 日（金）16 時まで
- ② 提出方法 質問票（様式第 1 号）に記載し、書面又は電子メールにより送付すること。

送付先：神戸市中央区京町 72 番地 新クレセントビル 9 階

神戸市職員共済組合 企画係

E mail: tomosuke@office.city.kobe.lg.jp

- ③ 回答は応募者全員に対して令和 3 年 12 月 17 日（金）までに電子メールにより回答する。

(2) 参加申請書類の提出

「6. 応募資格、必要な資格・許認可等」の要件を満たしている者で、本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を各 1 部提出し、必要な資格の審査を受けなければならない。

① 提出書類

- ・参加資格審査申請書（様式第 2 号）
- ・特定個人情報を取り扱う業務に関するチェックリスト（様式第 3 号）

- ・神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第4号）
- ・その他参考書類（会社案内、同類事務事例等） 任意様式

② 審査結果の通知

令和4年1月26日（水）に電子メールにて通知する。

(3) 企画提案書及び見積書の提出

① 企画提案書はA4版とし、様式は自由とする。

② 企画提案書の枚数は20ページ以内とする。

③ 企画提案書の必須記載項目は以下の通りとする。

- ・本業務に対する考え方、実施方針
- ・類似業務の実績
- ・本業務にかかる実施体制・支援体制
- ・業務効率化にかかる提案

④ 見積書はA4版とし、様式は自由とする。

⑤ 見積書の必須記載科目は以下の通りとする。

- ・提案見積もり金額（税抜き）
- ・積算根拠（税抜き）

※派遣業務、委託業務それぞれ内容がわかるように記載すること

※派遣業務については管理者及び業務従事者に分けて単価で金額を算出すること

(4) 受付期間・提出場所

① 受付期間

令和3年11月26日（金）から令和4年1月5日（水）17時まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時

② 提出部数 参加申請書類 各1部

企画提案書及び見積書 10部

③ 提出方法 郵送又は持参による

④ 提出場所 〒650-0034 神戸市中央区京町72番地新クレセントビル9階
神戸市職員共済組合 企画係

9. 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

① 業務目的および業務内容の理解度【15点】

② 類似業務実績の豊富さ【20点】

③ 実施体制・支援体制の妥当性、充実度【20点】

④ 組合の業務効率化に資する可能性・実現性【30点】

⑤ データ受取方法・管理方法にかかる情報セキュリティの確実性と運用面の利便性

【20点】

- ⑥ 見積価格【30点】
- ⑦ 地元企業加点【15点】

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査は、神戸市職員共済組合事務委託業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、見積価格点の得点が高い方とする。
- ④ 評価にあたっては、以下の表に示す「評価ランク」により評価を行ったうえで、各項目の配点にそれぞれの乗数を乗じて点数を算出する。

評価ランク	採点基準	点数
A	特に良い	各項目の満点
B	良い	各項目の満点×0.7
C	仕様を満たしている	各項目の満点×0.4
D	劣っている	0

ただし、見積価格点は最低見積金額を提示した者を満点とし、それ以外の者の点数は次の計算式で求める。

見積価格点 = (最低見積金額/その者の見積金額) × 30点 (端数切り上げ)

また、地元企業加点は、本社が神戸市にある場合は満点、本社は神戸市内にないが、支社等が市内にある場合(準地元)は満点×0.5とする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知および公表

選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また組合ホームページを通じて採用業者名を公表する。

10. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② すべての企画提案書は返却しない。

- ③ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。(神戸市職員共済組合個人情報保護規程に基づく公開を除く)
- ④ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑤ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者のプロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-0034 神戸市中央区京町 72 番地 新クレセントビル 9 階

神戸市職員共済組合 企画係

電話番号：078-322-5103

Eメール：tomosuke@office.city.kobe.lg.jp